

市民安全課からのお知らせ

最近、市内各地にて、家が造成宅地防災区域に所在しているとこのことで、保険契約を勧めるあるいは、防災に関連して訪問したいとの電話が多数かかっていると相談が寄せられておりますが、当市は一切関与しておりません。また、大和郡山市内に造成宅地防災区域に指定されているところはございません。

新型コロナウイルス感染防止対策 施設支援金の交付について

「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」における県の認証を受けた市内施設（飲食店や宿泊施設等）に対し、感染防止対策を維持するための支援金を交付しています。

対象＝令和4年1月31日（月）までに、「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」における県の認証書の交付を受けた施設（飲食店や宿泊施設等）を市内に有する事業者

交付額＝1施設あたり5万円（1回限り）

申請期限＝令和4年2月15日（火）（必着）

※その他の要件等、詳細は市ホームページでご確認ください。

問合せ＝地域振興課 商工業支援室（内線564）

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（国制度）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支給をしている「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請期限は、令和4年2月28日（月）までです。まだ申請をされていない人は、早めに申請をしてください。（一定の収入制限あり。）

複数回の受給や「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の両方を受給することはできません。詳しくは市ホームページをご確認ください。

◆ひとり親世帯分

対象＝収入制限等により令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和2年2月分以降の収入が同手当水準以下となった世帯

◆ひとり親世帯以外分

対象＝令和3年度住民税均等割が課税であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年1月以降の収入が非課税水準となった世帯
※どちらも平成15年4月2日以降生まれの児童を養育している人が対象です。

問合せ＝子育て支援課 児童福祉係（内線522）

11月に「空き家相談会」を 開催します（相談無料・要予約）

市では、空き家の流通促進と管理不全空家等の発生予防を目的として、大和郡山市空き家バンクを設立し、令和元年12月から運用を開始しております。

このたび、市内に空き家を所有されている人を対象に、空き家相談会を開催します。空き家の日常管理や賃貸・売買など、空き家でお悩みの人は、ぜひ申し込みください。

日時＝11月30日（火）13時～16時まで

場所＝市役所 3階311会議室

※相談会以外には常設の相談員が相談を受け付けています。連絡は下記指定相談窓口へ。

詳細・問合せ＝都市計画課 公民連携空き家利活用推進室（内線632）・市空き家バンク指定相談窓口
NPO法人空き家コンシェルジュ 榎原相談窓口
☎0744-35-6211・日曜と祝日を除く9時～17時

（いい）（みらい） 11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、奈良年金事務所にお問い合わせください。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1371）

「野焼き」は禁止されています！

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています。違反すると罰則があります。地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶や法律で定められた基準を満たさない焼却炉での焼却行為も野焼きにあたります。野焼き禁止の例外規定とされた行為などであっても周囲に迷惑のかからないよう煙やにおい、灰の飛散などに対する注意が必要です。

特に住宅街付近については時間帯や風向き等配慮をお願いします。

※農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却や風俗慣習上または宗教上の行事のために必要な焼却は、例外規定とされています。しかし、周囲から煙・においの苦情が出る場合があり、十分な配慮をお願いします。

問合せ＝環境政策課（内線571・572）